

第1288号

AFN-1288

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

2019年 10/21 (月)

『令和時代の税制のあり方 公正・中立・簡素—税制調査会』

政府税制調査会は先般の第28回総会にて、約6年ぶりとなる中期答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」をとりまとめた。「公平・中立・簡素」を基本とし、中長期的視点から各税目や税務行政が果たすべき役割を見定めるべく重ねてきた議論を踏まえて提示したもの。【人口減少・少子高齢化への対応】現在の世代が幅広く負担を分かち合う必要がある点、企業の負担については国際競争力への影響を考慮する必要がある点を踏まえ、消費税の役割が一層重要になる。【働き方やライフコースの多様化等への対応】人的控除への移行を進め、個人住民税は個人の選択に中立的な税制を、企業年金・個人年金も働き方の違いによらない税負担のあり方をめざす。【経済のグローバル化やデジタル化等への対応】顕在化する税源浸食・利益移転に対し、引き続き国際的な合意に基づく解決策を模索する。連結納税制度は簡素化と、企業グループ内の各法人を納税単位とする制度設計を進める。【デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現】ICTの活用により、利便性と正確性を向上させる。【持続可能な地方税財政基盤の構築】地方自治の基幹税である個人住民税、及び社会保障の安定的な財源である地方消費税の適切な確保をめざす。



『長時間労働に対する監督指導 約7割で法令違反行為』

厚生労働省は各種の情報から時間外・休日労働時間数が一ヶ月あたり80時間を超えると見られる事業場について定期的に監督指導を行っている。平成30年度における指導実績結果が先般公表された。

同年度においては29,097事業場への監督指導を行い、そのうち20,244事業場(69.6%)で労働基準関係法令違反が見つかった。主な違反内容は、違法な時間外労働(11,766事業場)、賃金不払い残業(1,874事業場)、過重労働による健康障害防止措置未実施(3,510事業場)となった。監督指導を受けた事業場を事業場の規模別に見ると、従業員10人未満が24.5%、10~29人が34.3%、30~49人が4.575%、50~99人が11.7%となった。一方、事業場ごとではなく企業規模でみると100~299人が18.4%、300人以上が37.5%となる。

業種別では製造業が4,567事業場で最多、以下、運輸交通業、商業、その他の事業(派遣、警備、情報処理サービス業等)が続いている。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行う予定だ。

出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com